

南アルプス市生活困窮者等家計改善支援事業業務委託
プロポーザル実施要領

1 目的

生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業を実施するにあたり、プロポーザル方式により、業務全般に関する豊富な経験や知識、実績、企画力を有する優れた受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

南アルプス市生活困窮者等家計改善支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 事業経費上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案額は上記の上限額を超えないものとする。

3 事業者の参加資格要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本業務に類似する事業の実績があり、仕様書を踏まえた事業計画の立案、実施が可能であること。
- (4) 南アルプス市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社再生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 直近1年間において、国税及び地方税を滞納していない法人であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号) 第2条及び南アルプス市暴力団排除条例(平成24年条例第22号) 第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

内容	期間、期日、期限等
参加募集開始	令和7年12月16日(火)
質問受付期間	令和7年12月16日(火) から 令和7年12月26日(金) 午後5時まで
質問回答期限	令和8年1月14日(水) 午後5時までに回答する
参加表明書受付期限	令和8年1月22日(木) 午後5時まで
企画提案書提出期限	令和8年1月30日(金) 午後5時まで
面接審査	令和9年2月下旬 ※詳細は参加者に別途通知
選定結果通知	令和8年2月下旬

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ① 提出書類 質問書(様式1)
- ② 提出期限 令和7年12月26日(金) 午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メールにて提出
件名は【質問】「南アルプス市家計改善支援事業」とすること

(2) 回答

質問に対する回答は、令和8年1月14日(水) 午後5時までに、南アルプス市ホームページに掲載する。

(3) その他

- ① 同様の質問があった場合は、一括して回答する。
- ② 本業務の趣旨からかけ離れている場合には、本市の判断により回答を行わない。
- ③ 質問者の名称等は公表しない。

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類 (提出部数 各1部)

- ① 参加表明書(様式2)
- ② 法人の登記事項証明書
(提出日において3カ月以内に発行されたもの)(原本)
- ③ 定款又はこれに代わるものの写し
- ④ 直近の事業報告書及び収支決算書
- ⑤ 直近の納税証明書(法人市民税、固定資産税、消費税及び地方消費税に係る未納がないことの証明)

(2) 提出方法

郵送または持参、いずれの方法でも提出期限必着とする。なお、郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(3) 提出期限

令和8年1月22日(木)午後5時まで

持参による場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) その他

参加表明書提出後に辞退する場合は、令和8年1月29日(木)までに辞退届を(様式3)を提出すること。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。参加者から提出されたすべての書類は、本プロポーザルによる事業者選定以外の目的では使用しない。また、提出書類は選定結果の可否に関わらず返却はしない。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書表紙(様式4) 提出部数 1部
ア 提出書類についての問い合わせ先及び連絡先として担当者氏名、電話番号等を記入すること。
- ② 企画提案書(様式5) 提出部数 7部
ア 企画提案書はA4縦、10頁以内(参考資料含む)、文字サイズ12ポイント以上とし、通しのページ番号を付すること。
イ 企画提案書は「仕様書」を踏まえて作成すること。
- ③ 見積書(様式6)及び見積内訳書(様式7) 提出部数 各1部
※③については、企画提案書へ綴込み作成する。

(2) 提出方法

郵送または持参、いずれの方法でも提出期限必着とする。なお、郵送の場合は受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(3) 提出期限

令和8年1月30日（金）午後5時まで

持参による場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) その他

ア 企画提案書提出後に取り下げる場合は、企画提案書類の提出期限内に取下届（様式8）を提出すること。

イ 提出された書類については、受付期間中であれば差し替えや加除を認める。

8 審査及び審査基準

審査は、南アルプス市家計改善支援事業業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本業務に適していると認められる事業者を特定する。

(1) 審査方法

① 書類審査

提出された書類による審査を行う。

② ヒアリング

企画提案書の内容について説明及びヒアリングを行う。

ア 実施日時

令和8年2月下旬

※詳細な日時については別途通知により指定する。

イ 実施方法

- ・ 説明は、企画提案書に記載した内容について20分以内で行うものとし、提出した資料のみを用いて行うこと。
- ・ 選定委員会によるヒアリングを20分以内で行う。
- ・ 説明及びヒアリングを合わせて1者につき40分以内とし、延長はしない。
- ・ プロジェクターやパネル等を用いた説明はできないものとする。

(2) 審査基準

受託候補者の選定にあたっては、次の項目を選定の基準とし、選定委員会において審査を行う。

審査項目	審査基準	配点
① 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・確実に業務を遂行できる実施体制になっているか。 ・配置予定の支援員及びその他の人員は、生活困窮世帯の自立支援の経験や実績があり、理解は十分か。 ・本業務に類似する事業の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことを期待できるか。 	15点
② 事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に類似する事業の実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かすことを期待できるか。 	15点
③ 業務の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法の理念に加え、対象者像、対象者の背景についての理解があるか。 	10点
④ 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的を理解し、多様で効果的な支援を展開できるか。 ・仕様書に定める取り組みの実施方法は、具体的かつ効果的な内容か。 ・応募者独自の提案事項は、効果的な内容か。 	50点
⑤ 価格提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制及び実施方法から見て、適切な費用の計上がされているか。 	10点

9 契約の締結について

(1) 選定の結果、第1順位の受託候補者となった事業者と市との間で企画提案の内容及び価格等に関する協議を行う。

(2) 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものである。

選定の結果は、令和8年4月1日付令和8年度当初予算発行時において効力を生ずるものとし、同日すみやかに委託契約を締結するものとする。また、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。この場合、受託候補者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む。)、提供した知見の対価等については一切補償しないものとする。

10 その他

- (1) 本業務の提案者もしくは提出された書類等が、つぎのいずれかに該当する場合は、その提案者は失格とする。
- ① 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 提案者による業務履行が困難であると判断される事由が判明したとき
 - ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、提案者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと市が認めたとき
- (2) 企画提案に関する費用は、すべて事業者の負担とする。

11 担当部署及び提出先

本プロポーザルにおける各提出書類の提出先、問い合わせ先及び請求先について、記載のないものについては下記のとおりとする。

南アルプス市 保健福祉部 福祉総合相談課 地域福祉担当
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376番地
電話 055-213-0599 / FAX 055-282-6095
E-mail : fukuso@city.minami-alps.lg.jp
受付時間：午前9時から午後5時まで（平日のみ）